

みつはし社会保険労務士事務所
社会保険労務士 三橋 知香枝
〒158-0092 東京都世田谷区野毛 2-25-11
TEL : 050-3702-7733 FAX : 050-3730-2054
Mail : mitsuhashi@setgaya-sr.tokyo
<http://setagaya-sr.main.jp/>

【今月のテーマ】

- 働く年齢、70歳に延長検討
- 長時間労働是正へ監督徹底
- ハラスメント禁止法制定を
- 深夜業の回数制限検討

働く年齢、70歳に延長検討

政府は、希望する高齢者が70歳まで働けるよう、70歳まで雇用継続を義務付ける方向で検討に入りました（現行では65歳）。

すでに、公的年金の受給開始年齢を70歳以降も可能とすることも検討しています。

厚生労働省は2019年度予算案の概算要求で、高齢者を初めて採用した企業への助成金拡充などに23億円を計上しております。高齢者に対しても成果重視の賃金制度を導入した企業を対象にした助成金などとして47億円も充てており、雇用継続の環境を一層整備したい考えです。

長時間労働是正へ監督徹底

厚生労働省は、働き方改革の実現に向け、今後の労働施策の指針となる「基本方針」の原案を作成しました。その中で、「違法な長時間労働で過労死など重大な結果が出た場合は、書類送検などで厳正に対処する」と明記しました。著しく短い納期の設定など、残業につながりやすい商慣行の見直しに向け、関係省庁が連携することも盛り込まれました。

ハラスメント禁止法制定を

連合は、パワハラやセクハラなど職場での嫌がらせ行為を規制するため、「精神的、身体的苦痛を与える行為」自体を包括的に禁止する新法制定を求める方針を決めました。

連合方針は嫌がらせ行為として、暴行や暴言、セクハラその他「隔離や無視」「遂行不可能な過大要求」「私的なことに過度に立ち入ること」などを例示し、職場の上司だけでなく、取引先や顧客も加害者になり得ると指摘し、法整備の必要性を訴えました。

男女雇用機会均等法では、セクハラ防止の対策を講じることが企業の義務とされていますが、セクハラ行為そのものを禁止する内容ではなく、パワハラについては規制する法律がありません。

経済界は、パワハラは「業務上の指示と明確に区別できない」と主張し、厳格な法規制ではなく運用上の指針で対応することを求めています。

深夜業の回数制限検討

厚生労働省は、長時間労働の解消などに向け、指針の改正案をまとめました。改正案では、終業時刻と次の始業時刻の間に一定の休息を設ける「勤務間インターバル」の導入検討や、深夜業の回数制限を求めており、概ね了承されました。